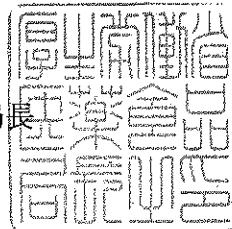


薬食発第 0331011 号
平成 21 年 3 月 31 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局農林水産省



化粧品基準の一部を改正する件について

平成 21 年厚生労働省告示第 219 号により化粧品基準（平成 12 年厚生省告示第 331 号）の一部改正が別添のとおり告示され、同日適用されることとなったので、下記について御了知の上、貴管下関係業者に対して周知徹底方よろしくお願ひいたします。

記

1. 改正の趣旨

薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 42 条第 2 項の規定に基づき、化粧品基準の一部を改正することにより、化粧品に配合することができる防腐剤の範囲を拡大したものであること。

2. 改正の内容

別表第 3 の 2 を改正し、以下のとおり、化粧品へ配合できる防腐剤として、ピロクトンオラミンを追加したこと。

別表第 3 の 2 化粧品の種類により配合の制限のある成分

成 分 名	100g 中の最大配合量 (g)		
	粘膜に使用され ることがない化 粧品のうち洗い 流すもの	粘膜に使用され paramString="1" data-kind="parent" data-rs="2">0.05	粘膜に使用され paramString="1" data-kind="parent" data-rs="2">0.05
ピロクトンオラミン	0.05		

- 廃止前の老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する省令その他関係省令の規定に基づき、平成十九年度における全保険者平均老人加入率及び老人保健施設療養費等確定率を公示する件（同二一三）

○平成二十一年度における高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定に関するして厚生労働大臣が定める率及び額を公示する件（同二一三）

○高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の規定に基づき、平成二十一年度における全保險者平均前期高齢者加入率見込値を公示する件（同二一四）

○消費税法施行令第十四条の三第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を經營する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等の一部を改正する件（同二一五）

○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部を改正する件（同二一六）

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準の一部を改正する件（同二一七）

○社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の規定に基づき平成二十一年度の単位掛金額を定める件（同二一八）

○化粧品基準の一部を改正する件（同二一九）

○薬事法第十四条第一項の規定に基づき製造販売の承認を要しないものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件（同二二〇）

三
七

- 薬事法施行令第二十一条第一項第六号及び第七号並びに薬事法施行規則第九十六条第六号及び第七号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の一部を改正する件（同二二一）

○厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件（同二二三）

○独立行政法人雇用・能力開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令第十九条第三項等の規定に基づく独立行政法人雇用・能力開発機構法第十一条第一項第二号及び第八号に規定する資金の貸付けに關し必要な事項の一部を改正する件の一部を改正する件（同二二四）

○児童福祉法施行規則第一条の三十三の厚生労働大臣が定める基準（同二二五）

○児童福祉法施行規則第一条の三十六第二号の厚生労働大臣が定める研修（同二二六）

○児童福祉法施行規則第三十六条の四十二第二項の厚生労働大臣が定める基準（同二二七）

○労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき雇用保険率を変更する件（同二二八）

○雇用保険法附則第五条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域を定める件（同二二九）

○厚生労働大臣が定める賃金日額の算定の方法を定める件の一部を改正する件（同二三〇）

○厚生労働大臣が定める現物給与の価額（同二三一）

三

- 第一項第一号の支給認定に係る自立支援医療について費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならない者として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する件
(同二三三一)

○国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の一部を改正する件
(同二三三二)

○健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の一部を改正する件
(同二三四四)

○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第三十八条の規定に基づき厚生労働大臣が定める額の一部を改正する件
(同二三五)

○ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第二条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所
(同二三六)

○ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者
(同二三七)

○国立ハンセン病療養所等死没者改葬費支給規程
(同二三八)

○国立高度専門医療センター及び国立ハンセン病療養所入院入所規程
(同二三九)

○手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程を廃止する件
(同二四〇)

○使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部を改正する件
(同二四一)

○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件
(同二四二)

- 施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件（同二四三）
 - 派遣元事業主が講すべき措置に関する指針の一部を改正する件（同二四四）
 - (同二四四)
 - 派遣先が講すべき措置に関する指針の一部を改正する件（同二四五）
 - 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件（同二四六）
 - 基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等の一部を改正する件（同二四七）
 - 船員保険法施行規則第九十六条の規定に基づき、社会保険庁長官の定める率を定める件（社会保険庁一〇）
 - 平成二十一年度における船員保険法第五十九条第十四項及び第十五項の規定に基づく船員保険の特定保険料率及び基本保険料率を定める件（同二一）
 - 船員保険法第三十三条规定ノ十六ノ四第一項の規定に基づき社会保険庁長官の指定する教育訓練の一部を改正する件（同二二）
 - 船員保険技能習得手当、寄宿手当及び移転費支給細則の一部を改正する件（同二三）
 - 卸業者との合併について認可した件（農林水産四三三）
 - 農業灾害補償法第一百五十条の三第一項の農林水産大臣の定める特定の疾病を定める件（同四四四）

三

- Digitized by srujanika@gmail.com

○厚生労働省告示第一百六十六号
災害救助法施行令(昭和二十二年政令第一百一十五号)第九条第一項の規定に基づいても、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成十二年厚生省告示第百四十四号)の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から適用する。

平成二十一年三月三十一日

厚生労働大臣 拠添 要一

第二条第一号口中「一百三十六万六千円」を「一百四十万四千円」に改める。

厚生労働大臣 拠添 要一

第四条第三号イの表中

一万九千八百円	七千三百円	七千四百円	七千五百円	七千五百五百円	七千五百五百五百円	七千五百五百五百五百円
一万五千九百円	一万四百円	一万五百円	一万六千五百円	一万七千五百円	一万八千五百円	一万九千五百円
九百円	五百五百円	七千四百円	一万三千八百円	一万七千五百円	一万八千五百円	一万九千五百円
百円	七万七千円	一万五百円	二万円	二万五千五百円	三万一千五百円	三万一千五百円
一万千六百円	一万四千円	一万七千五百円	一万七千五百円	一万七千五百円	一万七千五百円	一万七千五百円
一万七千五百円	二万三千五百円	二万五千五百円	三万一千五百円	三万一千五百円	三万一千五百円	三万一千五百円

に改め、同号口の表中

五千六百円	七千六百円	七千六百円	九千百円	一万一千円	一万一千円
五千七百円	七千七百円	七千七百円	九千二百円	一万一千二百円	一万一千二百円
五千七百円	七千七百円	七千七百円	九千二百円	一万一千二百円	一万一千二百円
五千七百円	七千七百円	七千七百円	九千二百円	一万一千二百円	一万一千二百円

に改める。

第七条第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「できない者」の下に「又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者」を加え、同条第一号中「五十一万円」を「五十二万円」に改める。

○厚生労働省告示第二百四十七号
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成十六年政令第一百七十九号)第十一条第一項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準(平成十六年厚生労働省告示第三百四十三号)の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から適用する。

平成二十一年三月三十一日

厚生労働大臣 拠添 要一

第二条第一号二(1)及び第一号口中「一百三十六万六千円」を「一百四十万四千円」に改める。

第四条第三号の表中

一万七千三百円	二万一千三百円	三万一千八百円	三万九千三百円	四万
二万八千六百円	三万七千円	五万五千六百円	六万五百円	七万
九千八百円	七千三百円	一万一千五百円	三万一千五百円	三万九千九
五百九百円	五百五百円	七千四百円	一万五百円	二万九千円
百円	七万七千円	一万四百円	七千三百円	二万九千円

に改める。

第九条第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「できない者」の下に「又は大規模な補修を行わなければ居住する」とが困難である程度に住家が半壊した者」を加え、同条第一号中「五十一万円」を「五十二万円」に改める。

○厚生労働省告示第二百四十九号
薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第四十二条第一項の規定に基づいても、化粧品基準(平成十二年厚生省告示第三百三十一号)の一部を次のように改正する。

平成二十一年三月三十一日

厚生労働大臣 拠添 要一

別表第三の2の表中「ビリチオン亜鉛」

リチオン亜鉛	0.10	0.010	0.010	0.010	0.010
ロクトゾナラミン	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05

○厚生労働省告示第一百一十号
薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第十四条第一項の規定に基づいても、薬事法(昭和三十四年第一項の規定に基づき製造販売の承認を要しない医薬品の種類)の一部を次のように改正する。

平成二十一年三月三十一日

厚生労働大臣 拠添 要一

別表第三の2の表中「ビリチオン亜鉛」

リチオン亜鉛	0.10	0.010	0.010	0.010	0.010
ロクトゾナラミン	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05

○厚生労働省告示第一百四十九号
薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第十四条第一項の規定に基づいても、薬事法(昭和三十四年第一項の規定に基づき製造販売の承認を要しない医薬品の種類)の一部を次のように改正する。

平成二十一年三月三十一日

厚生労働大臣 拠添 要一

別表第三の2の表中「ビリチオン亜鉛」

リチオン亜鉛	0.10	0.010	0.010	0.010	0.010
ロクトゾナラミン	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05

○厚生労働省告示第一百一十一号
薬事法施行令(昭和三十六年政令第一号)第二十条第一項第七号(同令第七十二条において準用する場合を含む)及び薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第九十九条第七号の規定に基づき、薬事法施行令第二十条第一項第六号及び第七号並びに薬事法施行規則第九十六条第八号及び第七号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品(平成十六年厚生労働省告示第四百三十一号)の一部を次のように改正する。

平成二十一年三月三十一日

厚生労働大臣 拠添 要一

別表第三の2の表中「ビリチオン亜鉛」

リチオン亜鉛	0.10	0.010	0.010	0.010	0.010
ロクトゾナラミン	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05

○厚生労働省告示第一百一十一号
薬事法(昭和三十六年政令第一号)第二十条第一項第七号(同令第七十二条において準用する場合を含む)及び薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第九十九条第七号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品(平成十六年厚生労働省告示第四百三十一号)の一部を次のように改正する。

平成二十一年三月三十一日

厚生労働大臣 拠添 要一

別表第三の2の表中「ビリチオン亜鉛」

リチオン亜鉛	0.10	0.010	0.010	0.010	0.010
ロクトゾナラミン	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05

○厚生労働省告示第一百一十一号
薬事法(昭和三十六年政令第一号)第二十条第一項第七号(同令第七十二条において準用する場合を含む)及び薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第九十九条第七号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品(平成十六年厚生労働省告示第四百三十一号)の一部を次のように改正する。

平成二十一年三月三十一日

厚生労働大臣 拠添 要一

別表第三の2の表中「ビリチオン亜鉛」

リチオン亜鉛	0.10	0.010	0.010	0.010	0.010
ロクトゾナラミン	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05

○厚生労働省告示第一百一十一号
薬事法(昭和三十六年政令第一号)第二十条第一項第七号(同令第七十二条において準用する場合を含む)及び薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第九十九条第七号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品(平成十六年厚生労働省告示第四百三十一号)の一部を次のように改正する。

平成二十一年三月三十一日

厚生労働大臣 拠添 要一

別表第三の2の表中「ビリチオン亜鉛」

リチオン亜鉛	0.10	0.010	0.010	0.010	0.010
ロクトゾナラミン	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05

○厚生労働省告示第一百一十一号
薬事法(昭和三十六年政令第一号)第二十条第一項第七号(同令第七十二条において準用する場合を含む)及び薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第九十九条第七号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品(平成十六年厚生労働省告示第四百三十一号)の一部を次のように改正する。

平成二十一年三月三十一日

厚生労働大臣 拠添 要一

別表第三の2の表中「ビリチオン亜鉛」

リチオン亜鉛	0.10	0.010	0.010	0.010	0.010
ロクトゾナラミン	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05

○厚生労働省告示第一百一十一号
薬事法(昭和三十六年政令第一号)第二十条第一項第七号(同令第七十二条において準用する場合を含む)及び薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第九十九条第七号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品(平成十六年厚生労働省告示第四百三十一号)の一部を次のように改正する。

平成二十一年三月三十一日

厚生労働大臣 拠添 要一

別表第三の2の表中「ビリチオン亜鉛」

リチオン亜鉛	0.10	0.010	0.010	0.010	0.010
ロクトゾナラミン	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05

○厚生労働省告示第一百一十一号
薬事法(昭和三十六年政令第一号)第二十条第一項第七号(同令第七十二条において準用する場合を含む)及び薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第九十九条第七号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品(平成十六年厚生労働省告示第四百三十一号)の一部を次のように改正する。

平成二十一年三月三十一日

厚生労働大臣 拠添 要一

別表第三の2の表中「ビリチオン亜鉛」

リチオン亜鉛	0.10	0.010	0.010	0.010	0.010
ロクトゾナラミン	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05

別表第三の2の表中「ビリチオン亜鉛」

リチオン亜鉛	0.10	0.010	0.010	0.010	0.010
ロクトゾナラミン	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05

別表第三の2の表中「ビリチオン亜鉛」

リチオン亜鉛	0.10	0.010	0.010	0.010	0.010
ロクトゾナラミン	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05

別表第三の2の表中「ビリチオン亜鉛」

リチオン亜鉛	0.10	0.010	0.010	0.010	0.010
ロクトゾナラミン	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05

別表第三の2の表中「ビリチオン亜鉛」

リチオン亜鉛	0.10	0.010	0.010	0.010	0.010
ロクトゾナラミン	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05

別表第三の2の表中「ビリチオン亜鉛」

リチオン亜鉛	0.10	0.010	0.010	0.010	0.010
ロクトゾナラミン	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05

別表第三の2の表中「ビリチオン亜鉛」

リチオン亜鉛	0.10	0.010	0.010	0.010	0.010
ロクトゾナラミン	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05

別表第三の2の表中「ビリチオン亜鉛」

リチオン亜鉛	0.10	0.010	0.010	0.010	0.010
ロクトゾナラミン	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05

別表第三の2の表中「ビリチオン亜鉛」

リチオン亜鉛	0.10	0.010	0.010	0.010	0.010
ロクトゾナラミン	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05

別表第三の2の表中「ビリチオン亜鉛」

リチオン亜鉛	0.10	0.010	0.010	0.010	0.010
ロクトゾナラミン	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05

別表第三の2の表中「ビリチオン亜鉛」

リチオン亜鉛	0.10	0.010	0.010	0.010	0.010
ロクトゾナラミン	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05

別表第三の2の表中「ビリチオン亜鉛」

リチオン亜鉛	0.10	0.010	0.010	0.010	0.010
ロクトゾナラミン	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05

別表第三の2の表中「ビリチオン亜鉛」

リチオン亜鉛	0.10	0.010	0.010	0.010	0.010
ロクトゾナラミン	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05